議案第36号

愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定に ついて

愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年11月30日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市発達支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があるからである。

愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の 2の規定に基づき、愛西市発達支援センター(以下「センター」とい う。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障害のある児童又はその疑いのある児童及び障害のある者に係る 支援等を継続的に行い、もってその福祉の増進を図るため、センターを設 置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
愛西市発達支援センター	愛西市石田町宮前16番地1

(事業)

- 第4条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 児童発達支援に関する事業
 - (2) 地域支援に関する事業
 - (3) 保育所等訪問支援に関する事業
 - (4) 相談支援に関する事業
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用許可)

- 第5条 センターを利用する者(前条第1号に規定する事業を利用する者に限る。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可に際し、センターの管理上必要な条件を付すること ができる。

(利用の停止等)

- 第6条 市長は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると きは、利用を停止又は制限することができる。
 - (1) 感染症疾患があると認めるとき。

- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第7条 センターを利用する者(第4条第1号又は第3号に規定する事業を利用する者に限る。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第2項第2号の規定により定められた額を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は 免除することができる。

(損害賠償)

第9条 センターの利用者は、故意又は過失によってセンター又はその附属 設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならな い。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、 この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。